



生活・環境

ごみ

家庭ごみの正しい出し方

問 環境課 内線202・203

ごみの出し方

- ・ごみは、必ず収集日の朝、8:00までに集積所へ出してください。
- ・大型家電製品・家具等は、購入の際、販売店に引き取ってもらうようにしてください。
- ・家具・家電製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは除く)等は、交通の支障にならないように集積所へ出してください。(1軒につき1回1点とする)
- ・引越ごみなど、一時的に多量のごみが出る場合は、数日に分けるか、直接、ふじみ野市・三芳町環境センターへ自己搬入してください。詳細は家庭ごみの分け方出し方分別マニュアルをご覧ください。
- ・ごみ集積所は、利用されるみなさんと互いに協力して清潔にしてください。
- ・皆さんの協力により、分別収集の徹底とごみの減量化を推進しましょう。
- ・一部の家庭系の粗大ごみ(自転車、座椅子、ソファ等々)は有料です。詳細は家庭ごみの分け方出し方分別マニュアルをご覧ください。



もやすごみ (台所から出るもの)	・半透明か透明の袋に入れ、口をしぼる。(スーパー等の袋で、半透明か透明の袋であれば使用可。) ・生ごみは、水分をしっかりと切る。
もやさないごみ (有害ごみ・粗大ごみ)	・家具等の粗大ごみは、分解できるものは、なるべく小さくし、分解できないものは、そのまま。 ※出す際には、通行の支障のないようにしてください。 ・陶器、ガラス、刃物等は透明の袋に入れる。「危険」と明記する。 ・スプレーかん、携帯用ガスボンベは、中身を使い切って出す。 ・有害ごみのうち、乾電池は、町で配布する「指定袋」に入れる。 ・蛍光灯、鏡は、それぞれ別にして、透明の袋に入れる。「危険」と明記する。 ・飲料用以外のかんは、中身を使い切り袋に入れて出す。
資源物	飲み物のかん (アルミ・スチール) ・飲料用のかんは、町で用意する専用のネットに裸で出す。 ・かんは、水洗いしてから出す。(かん詰等は、紙か布で拭いてから)
	びん・容器包装以外のプラスチック (びん・プラスチック) ・透明のびんと、色つきのびんは、半透明か透明の袋に入れて出す。 ・びんは、ふたととり、水洗いをする。(金属製のふたは、もやさないごみ) ・化粧品びんも対象。耐熱ガラスびん(哺乳瓶等)はもやさないごみ。 ・大きいものであっても、素材が9割以上プラスチックのものは、容器包装以外のプラスチック類に該当します。
	古紙類・雑がみ (新聞紙(チラシ・広告含)段ボール・紙パック・布類・雑誌・雑紙) ・古紙類は左記の6種類に分けて、ひもで結わえて裸で出す。雑がみは紙袋等に入れて出す。 ・紙パックは、ハサミで切り開き、きれいに水洗いし、乾かしてから出す。 ※雨の日は、透明の袋に入れて出してください。
	容器包装プラスチック・ペットボトル (商品の容器や包装でプラスチックやビニールでできたもの・ペットボトル) ・容器包装プラスチック類は、透明の袋に入れる。 ・食品、飲料、調味料、洗剤などの容器は、中身を使い切る。また、切り開く等しないので、容易に付着物を除去できる容器は、水洗いまたはふき取る等、きれいにします。 ・発泡スチロールは、手でくだくなどして、20cm以下に細かくする。 ・「プラマーク」のプラスチック製容器は、「PETマーク」のペットボトルを除き、容器包装プラスチック類。 ・ペットボトルのキャップとラベルは取って容器包装プラスチック類に出す。 ・ペットボトルは軽くすすいで水を切り、つぶして専用のネットに入れる。

広告

地域の環境保全に貢献する

KST 協和清掃運輸

- 三芳町の一般廃棄物の収集運搬
- 産業廃棄物の収集運搬
- 各種廃棄物のリサイクル事業
- 一般貨物の自動車運送事業
- 水処理施設及び焼却場の管理及び保全業務
- 古物の売買事業 ○労働者派遣事業
- 自動車整備業 ○自動車販売業
- 前各号に附帯する事業

【三芳支社】三芳町上富1944-2

☎ 049-259-5452

<https://www.kst-2008.com> E-mail mm-kst@atlas.plala.or.jp

地域の環境浄化に奉仕する

一般廃棄物収集運搬業務
産業廃棄物収集運搬業務
浄化槽清掃及び保守点検業務
グリスドリップ清掃業務
水路・河川浚渫・側溝清掃
下水道管渠内清掃・調査・補修

片山商事株式会社

TEL: 049-258-6741

<本社> 三芳町上富1554
<http://www.miyoshi-katayama.jp/>

住みよいきれいな町であるために
私たちは、地域の環境づくりに努めています。

産業廃棄物・一般廃棄物処理業許可
三芳町一般廃棄物収集
一般区域貨物自動車運送事業

阿部商事

〒354-0045 埼玉県入間郡三芳町上富413-1
TEL 049-258-6698 FAX 049-259-4997

収集できないごみ

・太い丸太や木の根(太さ10cm以上のもの)、つけもの石、コンクリート、ブロック片、塗料、土砂、灰、廃油、オートバイ、自動車部品、バッテリー、タイヤ、農機具類、耐火金庫、消火器、ピアノ、仏壇、発火物、危険物、薬品類、建築・事業系・医療系廃棄物、大きさ2メートル・重さ100キログラムを超えるものなど。
・家電リサイクル法の対象となる家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)。
※販売店に引き取ってもらうか、町発行の分別マニュアルを参考に、リサイクル料金をお支払いのうえ、指定引取場所へ運び入れてください。
・家庭用パソコンが不要になった場合は製造会社に直接連絡する。
※メーカーが不明または自作品の場合はパソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685へお問い合わせください。

ごみの減量化

問 環境課 ☎内線202・203

三芳町では令和5年3月に「三芳町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、不用品の再利用の促進や事業所ごみ分別の強化などの施策事業を実施し、家庭や事業所から排出されるごみの減量化に取り組んでいます。

「三芳町一般廃棄物処理基本計画」では、令和13年度の家庭系ごみの1人1日当たりの削減割合(令和3年度比)5%を目標としています。

より一層のごみの減量化を推進するため皆様のご協力をよろしくお願いします。

例えば…

- ・ごみの分別ルールを守ろう！
- ・詰め替え商品を利用しよう！
- ・過剰包装を断ろう！
- ・食料品は、ばら売りを選ぼう！
- ・すぐに捨てないで必要とする人を探そう！
- ・食べ残しをしない！
- ・ムダなものを買わない！など

し尿・浄化槽

問 環境課 ☎内線202・203

し尿のくみ取り

くみ取りを依頼する場合は申請が必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

入間東部地区事務組合 総務課
ふじみ野市大井中央1-1-19 ☎049-261-4891

浄化槽の維持管理

浄化槽が常に良好な状態に保たれるように、適正な維持管理をしましょう。

●保守点検

浄化槽の点検、調整またはこれらに伴う修理の作業は、専門の業者(県に登録した浄化槽保守点検業者)に依頼してください。通常、年3～4回行います。

●清掃

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜き、調整およびこれらに伴う機器類の洗浄、掃除などの作業を、下記の浄化槽清掃業者へ依頼してください。

片山商事(株) 三芳町上富1554 ☎0120-538-335
(株)協和清掃運輸 ふじみ野市駒林1101 ☎0120-88-3206

法定検査について

浄化槽の設置者(管理者)は、浄化槽の使用開始から3～8か月の間に行われる水質検査と、その後毎年1回の定期検査を受ける必要があります。

検査機関(浄化槽法第57条)

(社)埼玉県環境検査研究協会

さいたま市大宮区上小町1450-11 ☎048-649-5151

カラスよけネットの貸与について

問 環境課 ☎内線202・203

ごみ集積所のカラス被害対策として、カラスよけネットを配布しています。



SHoMen GROUP
環境アシスト 産業廃棄物収集運搬
有限会社

イガラシ

自然を汚さないで...
私達は環境保護の一端を担います

●8t増トン車あり

産業廃棄物収集(積替保管)
4t・2t コンテナ設置(貸出可)
(受入品目) ※契約書締結必須
・廃プラスチック・紙くず・木くず・金属くず
・がれき類・ガラス、コンクリート及び
陶磁器くず
※アスベスト等の許可品目以外は
受入はしておりません

※石綿含有産業廃棄物(アスベスト)別途見積り致します

〒352-0005
埼玉県新座市中野1-12-10
TEL.048-481-1653
FAX.048-481-1707
ご契約、お問い合わせは上記またはHPまで

産業廃棄物収集運搬許可
第01110051012号
埼玉県(積替保管含む)
東京都・千葉県・神奈川県
栃木県・群馬県
茨城県・宮城県

産業廃棄物収集運搬業務
汚泥・廃油・廃プラスチック・木くず・ゴムくず・コンクリートくず等の収集・運搬

古物商業業務
家電・自動車・バイク・自転車等の引取・有価物(スクラップ品)の引取、OA用品の引取

軽貨物運送業務
簡易的なオフィスの移動(引越)や荷物の移動(詳細はお問い合わせ下さい)

便利屋業務も承ります▶お引越・荷物の移動・お掃除・買物代行等お困り事のご相談・何でもお受けします。

ECO Recycle **エコリサイクル**
お問い合わせ番号 ☎080-9415-5051

本 社 / 所沢市北岩岡 444-5 TEL/FAX 04-2006-6615
営業所 / 入間郡三芳町上富 1946-2
産業廃棄物収集運搬業許可 / 埼玉県: 第 011002224163 号
産業廃棄物収集運搬業許可 / 東京都: 第 13-00-224163 号
古物商許可 埼玉県公安委員会 第 431330052945 号

地球に、人に、やさしい

産業廃棄物収集運搬業務
汚泥・廃油・廃プラスチック・木くず・ゴムくず・コンクリートくず等の収集・運搬

古物商業業務
家電・自動車・バイク・自転車等の引取・有価物(スクラップ品)の引取、OA用品の引取

軽貨物運送業務
簡易的なオフィスの移動(引越)や荷物の移動(詳細はお問い合わせ下さい)

便利屋業務も承ります▶お引越・荷物の移動・お掃除・買物代行等お困り事のご相談・何でもお受けします。

ECO Recycle **エコリサイクル**
お問い合わせ番号 ☎080-9415-5051

本 社 / 所沢市北岩岡 444-5 TEL/FAX 04-2006-6615
営業所 / 入間郡三芳町上富 1946-2
産業廃棄物収集運搬業許可 / 埼玉県: 第 011002224163 号
産業廃棄物収集運搬業許可 / 東京都: 第 13-00-224163 号
古物商許可 埼玉県公安委員会 第 431330052945 号

HPはこちら

リサイクル、
はじめての一步

株式会社青木商店

鉄 非鉄 古紙

048-479-3451

〒352-0005
新座市中野1-1-28

貸与の対象・貸与方法

三芳町が設置許可をしている集積所が対象になります。事業所は対象外です。

配布については、役場本庁舎2階環境課窓口にて配布しています。
※配布は、集積所につき1枚となります。

ネットの寸法

大きさ	色	その他
縦2m×横3m	黄色	端に鉛入り

利用上の注意点

- ・配布したカラスよけネットの管理は、集積所利用者となります。
- ・歩行者等の通行に支障が出ないように、収集時以外は速やかに片づけてください。
- ・目的以外の使用や転貸、売却をしないでください。
- ・ネットと併せておもり(水を入れた2Lペットボトル等)を活用し、カラスにネットをめくられないようにしてください。

水道

水道を新しくご使用になるには

問 上下水道課 ☎274-1014

次のような場合は必ずご連絡ください。

- ・転居などで水道の使用を中止するとき
- ・引っ越してきたとき
- ・長い間水道を使用しないとき
- ・使用者または所有者の名義が変わるとき
- ・その他、変更があるとき

検針について

水道料金は、2か月に1回水道メーターを検針して、その使用量に基づいて請求させていただきます。メーターボックスの上には、車や物を置かないようにしてください。メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。

三芳町の水道料金

問 上下水道課 ☎274-1014

口径別	基本料金	従量料金					
		0～10㎥	11～20㎥	21～100㎥	101～500㎥	501～6,000㎥	6,001㎥～
13mm	850円	0円	1㎥につき90円				
20mm	900円	0円	1㎥につき100円				
25mm	3,000円	0円	1㎥につき110円				
30mm	8,740円				1㎥につき170円	1㎥につき210円	1㎥につき220円
40mm	10,640円						
50mm	12,540円						
75mm	19,000円						
100mm	30,400円						
150mm	76,000円						
臨時用	3,000円			1㎥につき 220円			

水道料金について

水道料金は、基本料金と従量料金の合計額に消費税10%を加算した額となります。

基本料金をご使用の水量に関係なくお支払いいただく料金で、従量料金はご使用の水量に応じてお支払いいただく料金です。

水道料金のお支払いは、預金口座から自動的に引き落とす口座振替が便利です。ご利用ください。

口座振替のお申込みは、印鑑・預金通帳および「水道料金の領収書」が「使用水量・料金等のお知らせ」を持参の上、次の取扱金融機関の本支店をお願いします。

りそな銀行、埼玉りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、武蔵野銀行、東和銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、飯能信用金庫、いるま野農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

納付書によるお支払いをご希望の人は、コンビニエンスストアでも納付できます。

※詳しくは、P64「コンビニエンスストア等での納付」をご覧ください。

水道工事等の申し込み

問 上下水道課 ☎274-1014

水道工事は申請が必要です。

水道工事等の申し込み

- ・新しく家を建てる時、増築及び改築するとき
- ・水道の増設をする時
- ・水道管を取り替える時
- ・水道が不要になったとき

このようなときは三芳町指定給水装置工事業者に直接お申し込みください。申請手続きは業者が行います。

指定給水装置工事業者以外の業者では水道工事などを行う事はできません。

水道の漏水が発生したら

- ・家庭の水道が漏水したときは、三芳町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。なお、宅内の修理は有料となります。
- ・地面がいつもぬれていたり、壁や床下で異状音がしたときは漏水の可能性があります。次のように調べてみましょう。
 1. 家の中の蛇口を全て閉める。
 2. 水道メーターの銀色の星印を調べる。もし、この星印が回転していれば漏水しています。



生活・環境

下水道

三芳町の下水道 問 上下水道課 ☎274-1014

下水道の種類

汚水管は、雨水と区分され、生活排水やし尿、工場排水等の汚水を排出させるものです。排出された汚水は、流域下水道を経て和光市にあります新河岸川水循環センターで最終処理され河川に放流されます。

公共下水道使用開始区域にお住まいで未接続の皆様には公共下水道への接続をお願いします。接続可能区域については、担当課にお問い合わせ下さい。

なお、現在三芳町の水洗化率は96.3%です。
※汚水管が敷設されていない区域でも雨水管が敷設されている地域は、合併処理浄化槽を設置することにより雨水管へ接続し、汚水を排出できる場合があります。

工事は必ず指定工事店へ

宅地内の排水設備工事やトイレの水洗化工事は、「三芳町指定工事店」でなければ施工できません。

なお、敷地内の排水設備や水洗化工事の工事費は、個人負担となります。

受益者負担金

汚水管に接続する場合、受益者負担金が納付されていない箇所の受益者は、対象となる箇所の面積(地番ごとの面積)に応じ、1㎡あたり400円の受益者負担金を納付していただきます。

下水道使用料

下水道使用料は、上水道の使用水量をもとに計算されています。なお、別に自家水(井戸水等)を使用する場合は、その使用水量が加算されます。下水道使用料は、水道料金と一緒に請求させていただきます。

●下記料金に消費税相当分が加算されます。

区 分	汚水排除量	使用料
汚 水	20㎡まで	基本料金 1,200円
	20㎡を越え50㎡まで	1㎡につき 80円
	50㎡を越え100㎡まで	1㎡につき 90円
	100㎡を越え150㎡まで	1㎡につき 120円
	150㎡を越え200㎡まで	1㎡につき 130円
	200㎡を越えるもの	1㎡につき 140円
公衆浴場 汚水		1㎡につき 60円

下水道に関するトラブル対処について

【ケース1】

Q. トイレやキッチン等の水の流れが悪く、管につまりが生じているようだ。

A. 水道工事店等にご相談下さい。ただし、賃貸物件等にお住まいの場合は、管理会社(大家さん)等にご相談下さい。

【ケース2】

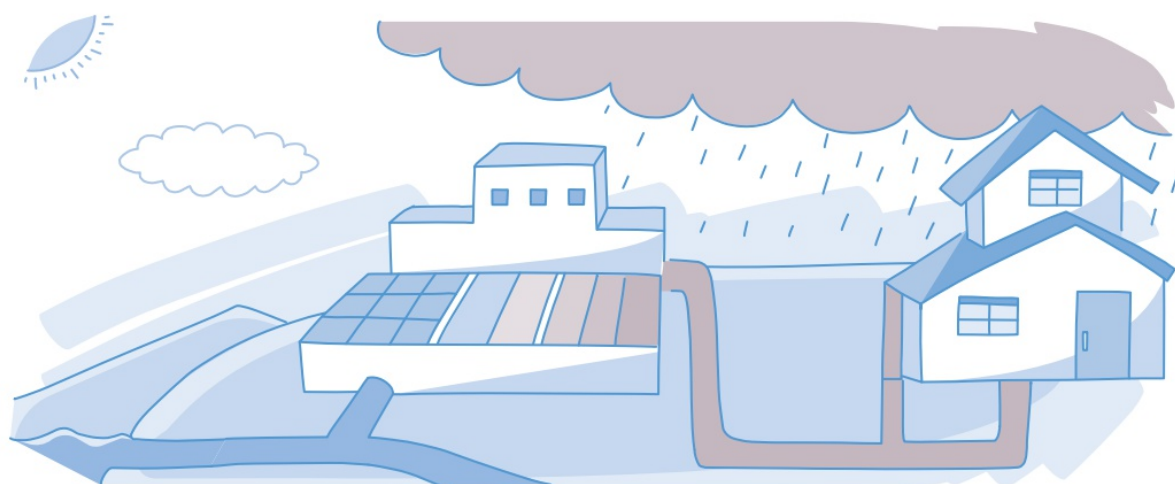
Q. 水洗トイレの水がチョロチョロといつまでも止まらない。

A. タンク内のフローバルブ等の劣化による不具合が考えられます。機器メーカーまたは、水道工事店等にご相談下さい。

【ケース3】

Q. 土曜日、日曜日、年末年始は、工事店等が休みで連絡がつかない。

A. 三芳町浄水場へお問い合わせください。
休日当番店になっている指定工事店をご案内します。
なお、対応時間は8:30から17:00までとなっています。
ご不明な点がございましたら上下水道課にお問い合わせ下さい。



環境

ペット(犬)の各種手続き

問 環境課 内線202・203

犬の登録や死亡の届け出

生後91日以上犬を飼ったときは、必ず届け出が必要です(生涯で1回)。飼い犬は、狂犬病予防法により生涯に1回、登録しなければならないことになっています。

なお、すでに他市で登録済みの犬の住所などを変更する場合は、他市発行の鑑札を持参し、犬の転入手続きをしてください。三芳町の鑑札と交換します。また、町内で転居した場合も手続きが必要になります。

また、飼い犬が死亡したときは、担当にご連絡ください。

狂犬病予防注射について

狂犬病予防法により、犬は毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。最寄りの動物病院で狂犬病予防注射を受け、町に申請手続きを行ってください。申請後に、狂犬病予防注射済票を交付しますので、必ず犬に付けてください。

●申請に必要なもの

狂犬病予防注射済証(動物病院で発行してくれます)

各種手数料

○犬の登録手数料	3,000円
○鑑札再交付手数料	1,600円
○狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
○注射済票再交付手数料	340円

- ・放し飼いは禁止です。
- ・屋外での排泄物は、責任をもって除去しましょう。

蜂の巣の駆除

安全な住民生活確保のため、人に危害を及ぼす恐れがある蜂の巣の駆除費用の一部を補助します。なお、町職員による駆除は行っていません。

●事業者紹介先

埼玉県ペストコントロール協会 ☎048-854-2890

補助の対象者

- ・町在住で、次のいずれかに該当する人
- ・スズメバチなどの巣がある専用住宅の居住者
- ・スズメバチなどの巣がある専用住宅や敷地の所有者が管理者

補助金額

駆除費用の半額または5,000円のいずれか少ない額(100円未満は切り捨て)。

申込み

巣を駆除する前に環境課に連絡し、申請書を提出してください。



行政区・自治会

行政区・自治会等への加入

問 自治安心課 内線268・269

行政区・自治会等は、安心して暮らせる住みよい豊かなまちをつくるために欠かせない身近なコミュニティです。防犯・防災、環境美化活動、高齢者の見守りなどの安全安心活動のほか、夏祭りや敬老会、子ども会等の交流行事を通じて地域の絆を深めています。

災害につよく、犯罪のおこしにくい地域コミュニティの一員として、ぜひ、行政区・自治会等に参加しましょう。

消費生活

クーリング・オフ制度

問 観光産業課 内線214・215

突然自宅に訪問してきた業者に言われるまま契約してしまった、電話をかけてきた業者にあいまいな返事をして契約になってしまった、ということはありませんか？

クーリング・オフとは、消費者がこのような不意打ち性のある契約をしてしまっても冷静に考え直す時間を与え、法律で定められた期間内であれば無条件で解約できる制度です(ただし、乗用車など例外もあります)。

・契約書面を受け取った日を含めて8日以内に書面で通知します(下記参照)。

・ハガキに書いて両面をコピーし、自分の控えとして保存します。

・ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。

・クレジット契約の場合はクレジット会社と販売会社の両方に通知します。

※クーリング・オフは原則支払ったお金を返してもらえますが、業者の連絡先が分からない場合は返金が困難となります。その場でお金を支払うことは危険を伴いますので、注意しましょう。

クーリング・オフの書き方

クレジット契約をしていない場合
販売会社のみ通知します。

クレジット契約をしている場合
販売会社とクレジット会社同時に通知します。

通知書 次の契約を解除します	
契約年月日	令和〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金	〇〇〇〇〇円
販売会社	(株)〇〇 〇〇営業所 担当者〇〇〇〇
支払った代金〇〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください	
令和〇年〇月〇日	
〇〇県〇〇町〇丁目〇番〇号	
氏名 〇〇〇〇〇	

通知書 次の契約を解除します	
契約年月日	令和〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金	〇〇〇〇〇円
販売会社	(株)〇〇 〇〇営業所 担当者〇〇〇〇
クレジット会社 △△△△(株)	
令和〇年〇月〇日	
〇〇県〇〇町〇丁目〇番〇号	
氏名 〇〇〇〇〇	

ハガキに書いて両面のコピーを取り「特定記録郵便」などの記録の残る方法で送付しましょう。



生活・環境

消費生活センターでは、契約上のさまざまなトラブルや悪質商法による被害、多重債務でお悩みの方のご相談など、消費生活全般に関する問い合わせに対して、専門の相談員が適切なアドバイスや情報を提供いたします。「おかしいな」「こまったな」と思ったら、まずはお電話ください。

土・日曜日、祝休日のご相談は

●消費者ホットライン

☎188

10:00～16:00(年末年始を除く)

無料相談一覧

暮らしの中で起こるさまざまな困りごとや法律問題などについて、弁護士や専任相談員が適切なアドバイスをして、問題解決のお手伝いをします。＜秘密厳守＞

三芳町役場 ☎258-0019

開催相談		相談日時		相談会場	相談員	担当課
住民相談	法 律 人 権	毎月第1・3木曜日 13:15～16:30(1人30分)	予約制	役場1階 住民相談室	弁護士 人権擁護委員	総務課 人権・庶務担当 (内線402～405)
	行 政	偶数月第3木曜日 13:15～16:30(1人30分)			行政相談委員	
	司法書士相談	毎月第3火曜日 10:00～12:00			司法書士	
	女性相談 ～女性の悩み・困りごと～	毎月第2・4金曜日 11:00～15:20(1人50分)	予約制		専門の心理 カウンセラー	
	行政書士相談	奇数月第4水曜日 10:00～16:00			行政書士	
消費生活相談		毎週月・火・木・金曜日 (年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00		役場2階 消費生活 センター	専任の 消費生活相談員	消費生活センター (内線292)
		毎週水曜日(年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00		観光産業課	行政職員	観光産業課商工観光担当 (内線214・215)
内職相談		毎週水曜日(年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00		役場2階 内職相談室	内職相談員	観光産業課商工観光担当 (内線214・215)
教育相談		毎週月～金曜日(祝日を除く) 9:30～16:30		総合体育館4階 教育相談室	常任相談員	学校教育課指導担当 直通☎274-1023
子育て相談		月～金曜日 随時受付		各保育所・ 子育て支援 センター	各保育所所長・ 専任の相談員	第三保育所☎258-9961 子育て支援センター ☎258-5106
介護相談		月～土曜日(年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15(ただし土曜日は予約制)		担当地区の 地域包括支援 センター	介護支援専門員 社会福祉士 保健師等	①地域包括支援センター埼玉セントラル ☎274-2080 ②地域包括支援センターみずほ苑みよし ☎293-7341
大人の健康相談		毎月第3水曜日 10:00～14:30(予約制)		役場1階 健康推進担当	管理栄養士 保健師	健康増進課 健康推進担当(内線188～190)
こころの健康相談		毎月第2火曜日 14:00～15:30(予約制)		地域生活支援 センター	保健師・精神保健 福祉士・(医師)	福祉課福祉支援担当 (内線172～175・192)
外国籍住民の ための生活相談		毎週月曜日10:00～13:00 毎週木曜日13:00～16:00		ふじみの国際 交流センター	専門の相談員	ふじみの国際交流センター 相談専用☎269-6450
リハビリ相談 (対象:65歳以上)		月1回 9:30～11:20(予約制・個別相談)		保健センター	理学療法士・ 作業療法士	健康増進課健康推進担当 (内線188～191)
福祉・生活相談 生活なんでも相談		毎週月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15		社会福祉 協議会	社会福祉士	三芳町社会福祉協議会 ☎258-0122
不動産相談		毎月第2水曜日(予約制) 13:00～16:00		役場1階 住民相談室	専門の相談員	都市計画課 開発建築担当(内線236・237)
認知症ケア相談		月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く) 10:00～16:00(予約制)		認知症サポ- ートセンター	介護福祉士 社会福祉士	認知症サポートセンター ☎259-2525



広 告



上福岡法務司法書士事務所
Kamifukuoka law judicial scrivener office



埼玉司法書士会所属
司法書士
大室智久

相 続

遺 言

法律相談



上福岡駅より徒歩5分
〒356-0004 上福岡3丁目4番4号
営業時間9:00~18:00
どんなことでも
お気軽にご連絡ください。

TEL: 049-203-0355

URL: <https://www.office-kamifukuoka.com/>
E-Mail: info@office-kamifukuoka.com

秘密は厳守
いたします
お気軽に
ご相談ください



森田和彦 認定司法書士 行政書士 事務所

TEL 049-293-4120
〒354-0044
埼玉県入間郡三芳町大字北永井344番地2
森田屋ビル202号室
(JAいるま野三芳支店様前 セブンイレブン様2階)

主な取扱業務

- 不動産登記(相続、売買、贈与、抵当権 等)
- 会社・法人登記(設立、役員変更 等)
- 相続・遺言 ○成年後見 ○内容証明の作成
- 債務整理・過払金請求 ○各種相談

■土・日・祝日も対応可能です(要予約) ■駐車場有

池上長竹法律事務所

埼玉弁護士会所属

弁護士 池上 謙 弁護士 長竹 直也
弁護士 平和浩

- ・交通事故 ・不動産関係
- ・離婚 ・遺産相続 ・刑事事件
- ・その他あらゆる相談にご対応します。

三芳町みよし台9-2 榎木ビル2階

TEL (049)257-7500
FAX (049)257-1075

URL <https://www.ike-naga-law.com>

**確かな知識と迅速・丁寧な対応で
ご依頼者様のニーズに応えます**

○相続○遺言○債務整理○離婚
○交通事故○刑事事件…etc

ふじみ野法律事務所

FUJIMINO LAW-OFFICE

埼玉弁護士会所属 弁護士 樺澤 裕之

相談料初回30分無料 以降30分ごとに3,300円
(債務整理のご相談は相談料無料)
お悩みの際は是非ご相談ください

【営業時間】平日10:00~18:00(土日夜間 応相談)
東武東上線上福岡駅西口徒歩8分
埼玉県ふじみ野市上福岡5-9-24 小泉建設ビル2階
※駐車場有ります

お問い合わせ
ご相談予約は **TEL 049-265-6365**
<https://www.fujimino-law.com/>

——— 法律をあなたの味方に

やました司法書士事務所

TEL 049-203-1350

相続・遺言

売買・贈与

不動産登記

会社設立

役員変更

成年後見

**むずかしい法律用語は使いません。
安心してご相談ください。**

■受付時間 夜間、土日での相談をご希望の方は
平日8:30~18:00 予約時にお申し付けください。



富士見市鶴瀬西2-16-6
やました司法書士事務所

東武東上線 鶴瀬駅西口 徒歩5分 アコレとなり
<http://yamashita-office.biz>

生活・環境

斎場

しののめの里

施設概要

- ・第一式場(座席数 80席)
- ・第二式場(座席数 40席)
- ・第三式場(座席数120席)
- ・待合室7室(各座席数48席)
- ・親族控室3室 ・駐車場(普通車283台・バス専用8台)

火葬料金

区 分 (1体あたり)	組合内 富士見市・ふじみ野市・ 三芳町	組合外 左記以外の市町村
大 人	10,000円	80,000円
子 供	5,000円	40,000円
動 物	20,000円	40,000円

- 大人は満12歳以上 ○子供は満12歳未満
 ○動物は、犬・猫等の愛がん動物で50キロ未満
 ○死産児は妊娠4か月以上の死胎とし、子供の火葬料金とする。

待合室使用料

区 分	組合内	組合外
1室あたりの料金	5,000円	10,000円

- 待合室を2部屋使用する場合、追加する部屋の料金は、20,000円とする。

霊安室使用料

区 分	組合内	組合外
1日当たり(1体)	2,000円	

- 式場利用者に限ります。

葬儀式場使用料

区 分	組合内	組合外
第一式場	120,000円	
第二式場	100,000円	
第三式場	150,000円	

- 1回の使用時間は、16:00から翌日15:00までとする
 (通夜～告別式)
 ○組合外は、特別な理由により管理者が必要であると認めたもの
 に対しては、指定管理者は式場の許可をする。ただし、葬儀式
 場使用料は、規定の額の2倍とする。

問い合わせ

入間東部広域斎場「しののめの里」
 (指定管理者／富士建設工業株式会社・有限会社戸口工業
 企業グループ)
 〒354-0004 富士見市下南畑70番地1
 ☎275-3030 FAX275-3038
 入間東部地区事務組合 ☎261-4891 FAX261-4395

ご案内図



周辺案内図

